

# 2018年9月議会 予算審査特別委員会

〈総括〉

2018・10・2 今井光子議員の質問

\*議会の音声資料から作成したもので公式の会議録ではありません  
日本共産党奈良県会議員団

## 地域別診療報酬導入は撤回を

今井光子議員 今、井岡議員からも医療費の適正化の問題で話がありましたけれども、私もその点で知事に質問をさせていただきたいと思います。

地域別診療報酬の問題ですけれども、2023年の医療費の目標を4813億円というふうに設定をいたしまして、結果的にそれを上回った場合には、高齢者の医療の確保に関する法律の第14条の、地域別診療報酬で県内の医療機関の医療費の報酬を、全国の一斉、1点10円を引き下げるというようなことで、非常に医療関係者をはじめ、全国からもこれに対する反対の声が上がっております。結論からいえば、こうした全国で初めて奈良県が導入いたしましたやり方は、私は撤回してほしいというのが結論です。

奈良県のこの医療費の予測なんですけれども、パネルをつくってまいりました。これは、奈良県の2023年の医療費の目標ということで、この5245億円っていうのが出ておりました数字と、奈良県の目標の4813億円っていうのは、これは公表して出ている数字なんですけれども、私が予算委員会で質問させていただいて、そしたら、国が適正化前の医療費の見込みをどれぐらいにしていたのかということを探ねましたら、数字を教えてください、5296億円という、こういう数字が出てまいりました。それで、大阪の場合ですと、この県が出している目標という欄がなく、第三期の医療費適正化計画は、国の出している、今まで何も適正化しなかったらどれぐらいというのと、適正化したらどれぐらいというのが大阪の出している適正化計画ということになっていきます。

大阪のパターンでいいますと、大阪は、適正化前が3兆9096億円、適正後が3兆8776、5億円という金額でございまして、この適正化の効果は319、5億円という数字が上がっております。人口が882万人という大阪でございますので、その適正化の分を大阪府民1人当たりで割りましたところ、3622円の医療費を引き下げていけば、大阪府としては目標達成というようなことになるわけですが、大阪がこここの目標を言っているのに対して、奈良県はもう一段下げた医療費目標4813億円となっておりますので、2023年までに483億円を減らそうというのが、奈良県の医療費の目標です。この483億円を奈良県の人口で割りましたところ、3万6044円ということで、大阪は1人3622円の医療費削減の目標ですが、奈良県は3万6044円というような数字が出てまいりました。

先日、学習会のときに、医師会の副会長の方、知事とも国の審議会ですら知ってるといって言われておりましたが、こういうような目標の設定、県が独自に国の目標よりも少ない目標設定してるといってのは、全国でどんなぐあいですかと、私も聞かせていただきましたところ、そういうところはありませぬというふうに言われたんですけれども、国保の広域化の問題も、奈良県が全国最初にこれをするということで、国が後追いのような形でついてまいりました。今回の医療費の適正化も、高齢者の確保に関する法律には、第14条にそうしたことができることは書いてありますが、それをやるということは今までどこもなくて、奈良県がこれをするということをやられているわけですが、そういう意味では、奈良県は全国のトップランナーというような形で進んでいっておりますけれども、その理由については、なぜ奈良県がそういうふうなトップランナーで走っているのか、また、そういうようなことで奈良県にどのようなメリットがあるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

荒井正吾知事答弁 トップランナー走るという意識はないんですね、普通のことやってるだけなんです。議員のご質問の中で、削減とおっしゃるけど、奈良県の試算はよく勉強してもらったから、削減っていうのはないんですね、削減ないですよ。大阪みたいに削減してないですよ、その点はおわかりでしょうか。年齢階層別1人当たり医療費を据え置いた上で、据え置くわけですから、こ

の年齢の人はこの医療費ですよ、削減はないですよ。その年齢が高齢化すると今の医療費が上がって  
いくから、同じ人が高齢化すると、その分医療費ふえますよという試算してますから、削減の要素全  
くないですよ。世の中をごまかさないでくださいよ。全く削減の要素はないんですよ、それをはっきり  
と言っておきますよ。トップランナーでも何でもなし、削減してないってことははっきり認識  
してください。知った上で削減してるとおっしゃってる、いつもの手かもしれませんが、そうじゃあ  
りませんよ、削減してませんよと、削減してませんよ。

何が予測になってるか、目標になってるかっていうのは、高齢化すると医療費ふえるでしょう、高  
齢者が66歳と70歳では医療費違いますねと、その70歳になった人が、何人かふえたら、その分  
医療費ふえますね。しかし、人口が減っていくと、その年齢の人口は減っていくわけだから、その人  
口の医療費を減らしましょうと、そういう計算をしてる、それを目標にしてるわけで、医療費据え置  
いた上での目標っていうことでありますので、過大にやってるわけじゃありません。

それから、国の推計と違うと。国の推計は目標じゃないですね。国は目標じゃない、予測をしてる  
だけですよ。予測をしてるのは、今のままでたくさん使うとそうなるよと、割と国のことはあんまり  
聞かれない方かと思ったけど、国の言うことが正しいとおっしゃるの、これ不思議なんで、国の予測  
を目標にするのは、私は間違いだと何度も言ったじゃないですか、目標と予測は違うんですから。予  
測どおりやると野方図になって、それだけ支出すれば負担するというだけの話で、目標でも何でもな  
いじゃないですか。いつも目標掲げとおっしゃる皆さんにしては不思議な言い方をされるなと思って  
聞いております。

今井光子議員 何も削減とかというようなことを言ってるわけではないんです。国の目標から、国が予測し  
ているのと、その中から医療費の適正化をジェネリックにするとか、さまざまな取り組みをした場合に、大阪で  
は319億円がなると言われているわけですね。だから、ここまでなんです、決めてるのは。全国で決めてるの  
は大体どこまでになるのか、そして、そうした対応をしたときにどこまで下がるかっていうのが、全国の第三次  
の医療費適正化計画で決めてることなんですけれども。奈良県がここで483億円、この下回る、目標ですね、  
県は、国は見込みですけれども、奈良県は目標ということで決めているわけですけれども、それが過大ではない  
かと私考えるわけです。今も、決して過大な医療が行われているとは言いにくいところがあるんですね。お医者  
さんなんかと話してると、例えば検査を指示したら、先生、それ幾らかかりまっか、薬出したら、幾らかか  
りまっかって、患者さんが懐ぐあいを聞きながら医療を受けてるといような実態が、実際にはあるという状況  
が言われているわけですけれども、このような県の特別なやり方、特別なやり方が何でかっていうところが私は  
よくわからないし、これをしたときに、何か奈良県にメリットがあるのかなというふうにお尋ねをしたいと思っ  
たんですけど。

荒井正吾知事答弁 全く特別なやり方じゃないんですよ。大阪が特別かもしれませんが、よくわ  
かりませんが、大阪が普通で奈良が特別だと、こういうふうにおっしゃるけど、逆かもしれませんが、  
逆かもしれない。これ普通のやり方のように私は思って、こういうやり方してるだけですから、  
最初に言ったように、特別なやり方をする意図もありませんし、特別でないと思ってます。大阪は普  
通、奈良特別、そういうふうに関わりを決め口をしないでほしいと、いつものことだけでも、ということと言  
っておきたいと思えます。なぜ特別かって、特別じゃないですよ、普通ですよとって言い返したい  
と思えます。

今井光子議員 大阪が特別かどうかわかりませんが、全国の状況を聞きましたところ、全国ではそういうふ  
うに国が出している数値よりも下げた設定をしているところはないというふうに聞きましたので、やはり全国の  
そういう状況からしたら、奈良県のこのような目標の設定というのは、私は特別ではないかというふう思った  
わけでございます。そして、この医療費と国民健康保険の広域化と連動して、それが県のほうに今、それが両  
方、奈良県のほうが医療提供でもあるし、医療の受給のほうでもあるしというような、そういうような関係にござ  
いまして、本来、国がやるべき中身を責任を放棄して、私は都道府県にそれを任せてきているという、そうい  
うようなやり方がおかしいのではないかなというふうに感じているわけですけれども、知事は国のほうにも行か  
れて、こうした奈良県のやり方を報告されて大変評価されているということですから、それが、今度は逆  
に、県民の皆さんの医療の不安につながっているということも一方ではあるわけです。だから、その点で県は、  
知事のほうではどんなふうにご問題について考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

荒井正吾知事答弁 今井議員、いつも丁寧にご質問していただきますので、私ももし乱暴に答え  
るとすればお許しください。ちょっと頭の働き方がスムーズじゃないからでございますが。

今、奈良のやり方で医療の、不安に感じてる方がいらっしやると、誰だろうかと。患者様はまだわ  
かんないじゃないかと思えますが。先ほど申しましたように、医療の水準を維持すると言ってますわ  
けですから、その点をぜひご認識ください。不安を感じてるのは、今まで高額な医療費で稼いでたお

医者さんじゃないかと推察できることはあるんですよ。そんなに削減すると、今までどおり医療費も  
らえないなという不安は確かにあり得るというふうに思いますが、それは医療関係者の不安かもしれ  
ませんが、それは余り聞いて、今までどおりもうけるようにするよとは言えないこの保険の危機の感  
じてございます。医療費は今までの医療水準を維持しようということを、繰り返し、繰り返し言っ  
てるじゃありませんか。奈良の方の不安はどういうところから来るのか、不安をもしあおられてるなら  
ば、それは間違いだと、よしてくださいと言いたいと思います。医療の内容について不安は全くない  
と思います。その負担について、将来の不安を払拭したいということでございますので、適正化とい  
う大事な点について、正面から取り組もうということでございます。正面から取り組むことについ  
て、中央の閣議了解されました社会保障改革推進会議で、そのやり方はいいよということを認定され  
たと、言っていたと。

なぜそんな奈良のやり方がいいと言っていたかのようなシチュエーションになったのかという  
と、国が全部、全体的に投与しようと、だから、診療報酬のアップ率を国で一律決めておりましたけど  
も、実際にそのような診療報酬の実績になるかどうかは補償がないわけでもございまして、もう少し細  
かく診療報酬の将来を見据えようというふうに国が転換したからでございます。それは各県に医療費  
適正化の知恵を任すよと。だから今、大阪の例を挙げられましたが、それぞれの保険の主体者たる大  
阪府知事、奈良県知事、長野県知事がそれぞれ責任を持って、国民健康保険のマネジメントせないか  
んという法律になったわけでもございまして、それぞれが知恵を絞ってやるだけでございます。それ  
がどのような知恵の結果になるかは、これからの見ものでございますので、率先してやるから不安  
を感じられることは全くないように思っております。もし、その地域診療報酬で上げどまりを、これ  
以上は上げちゃいかんよというようなことあるかもしれんと。あるかもしれんといったら不安感じる  
っていうのは、どういうところで、そういうので不安を感じられるのかなというのが、先ほど、今まで  
の医療提供者の不安じゃないかというふうに類推しただけでもございまして、医療受益者、患者さんの  
不安は全くないと、今までの医療水準、額的な面では医療水準を維持するという推計をしてるだけ  
でもございまして、繰り返しになって恐縮でもございまして、いつも言ってることなんですけど、不安があ  
ると、こういうふうにおっしゃるもんですから、繰り返しになりますが、不安はその方面ではないと  
いうふうに断言できると思います。

今井光子議員 誰も病気になりたいと思ってなる人はいないと思うんですね。何かの形で病気になったり、  
さまざまな事故が起きたときにそれを支えていくというのが社会保障の役割だというふうに思うわけでも  
すけれども、それが今、奈良県もそうですが、負担の問題とそれから受益の問題で、能力に応じて負担をして、  
必要に応じて受けるというのが社会保障の考え方の私は原則かなというふうに思ってるんですが、その負担がで  
きないという現状が実際には起きておまして、国民健康保険でも保険料を払えないという人が1割もいらっし  
やいますし、実際そのために保険証を窓口でとめられているとか、手元にないとか、家族の人も含めましたら、  
私が試算しましたら8,000人ぐらいの人が、今手元に保険証がない状態で暮らしていて、そういう人たちが  
いつどんな形で病気になるかわからないというようなことが一方ではあると思うんです。

そして、今回県が出していただいております医大の業務の実績に関する評価を見ますと、ここでは繰越欠損金  
の額というのが25ページに出てるんですけども、これを見ましたら、年々、指標としては25年は6億と  
か、次は4.8億とかということで、指標としては平成29年は1.2億に下げたいということになってるん  
ですが、実績としては22.7億円ということで、毎年どんどんこの繰越欠損金が増えてるというような  
現状が起きております。それは、やはり急病になったりして医療を受けたけれども、医療費が払えないという現  
状がそこにはあるわけでもございまして、そうしたところにも安心して医療の提供をするということを体制とるの  
が、私は行政の仕事ではないかなというふうに思ってるんですけども、そういう点では、知事はどんなふう  
にお考えになってるのでしょうか。

荒井正吾知事答弁 今の先生の議論よく聞いてると、何かまぜこぜになってますね。負担の場合  
と受益の場合、医療を受けられないというのは受益の話で、支払えないというのは負担の話です  
から、これ全く違いますから。医療を受けたいのに受けられないということ、払うべきなのに払えない  
と、これ全く問題が違うんじゃないんですか。それ今一緒になって不安だとおっしゃるのは、ちょ  
っと議論がまぜこぜになったということをまず申し上げたいと思います。

しかし、問題はそれぞれ負担の問題、受益の問題はあると思います。負担の問題は払うべき保険  
ですから、同世代で負担しようと、所得の高い人は多く負担しよう、所得のない人は負担しないで  
おこうというのが日本の大変いい保険の制度でありますので、それを同世代が負担、これ後世にツケを回  
さないように負担するっていうのは、今の現世代で生きてる高額所得者はたくさん払わなきゃいけ  
ない、そのときに払えない人、協会には生活保護の人は払わなくていいですよという立派な制度があ  
りますので、負担できない人は負担しなくていいですよということはあると思います。そのときに負担でき  
ない人がふえてると、これは経済の内容になりますので、格差で落ちこぼれる人がふえていく傾向にあ

る、それはある面そういうことがあるかもしれんけど、それは保険の設計とはまた全然別ですけど、負担できない人は負担できないということで所得で決めよう、それは今までのように属してる市町村が法定外繰り入れもしないでとるよと言ってとられて差があるのと、同じ低所得でもとられるとこととられないとこあるのは不公平じゃないですかと、県の中じゃ平等にしましょうというのが今度の設計でありますので、設計としては私は公平だと思います。その中で負担ができない人が出てきてるといのは、これは保険の設計の話じゃなしに、社会の現象の話はどう向かうべきかというテーマだと思います。

それから受益のほうで、医療費を受けたいのに受けられないというのはどういう場合にあるかということになりますので、これは保険の設計からまた離れて、医療提供体制の話だと思います。医療提供体制がちゃんと整ってるか、均てんされてるかという話でございますので、それは保険の設計と違う話を、不安を感じてる人がいるというのをまぜこぜで言われるのはちょっと腑に落ちないというふうに思います。

今井光子議員　まぜこぜで、私の言い方が悪かったかもしれませんが、現状の本当に医療を受ける対象者の皆さんから考えますと、手元に保険証がないという、そういうような人が奈良県下でもたくさんいらっしゃるというのが実態ではないかというふうに思います。それによって、国保の広域化で保険料を統一をすることによって、予算委員会の中でもお伺いしましたら、37の自治体のうち32の自治体が将来保険料が上がるというふうなことを言われておりますので、さらに払えない人がふえてくるんじゃないかという、そういう一方の現実と、それから今度医療費については483億円を下げようという、そういう目標で進められるということですけども、そここのところに非常に私は無理が生じてくる話かなと、特に奈良県は医療の分野で働く労働者の人というのは、非常に医療介護の分野というのは多い働き口になってるわけですね、知事はよく奈良県で働くということで頑張っておられますけれども、そういう面からいたしますと、このような医療費の削減によって医療機関の経営もまた影響が出てくる、全国のちょっと資料を見ますと、今、医療機関のほうで非常に一般病院で、2015年では損益差額率が3.7%マイナス、2016年で4.2%というように低下しておりますし、精神病院でも2015年0.2%から、2016年1.1%に低下してるということで、医療経営は非常に赤字のところがあるという現状の中で、この医療費の伸びを抑えるというような方向の中では、さらに厳しい状況になっていく、そしたら医療機関自体もやっぱり存続の問題に影響が出てくる中身が、この第3次の医療費適正化計画に入ってるのではないかと私は感じて、そういう意味で不安を感じているということをおっしゃっていただけたわけでございます。

荒井正吾知事答弁　また医療費削減してとおっしゃったじゃないですか、あれだけ医療費削減しないと云ってるのに、医療費削減してとおっしゃったの、どこで聞いていただいているのか、いや、医療費削減するじゃないかと言いつつするのはいいんだけど、言いつつ放して、また別のことを言われるのはそれはしょうがないと思いますけど、いつもそうだから。ちょっと何度もおっしゃっていただくのはお許しいただきたいと、いろいろ削減してませんよということを繰り返して言っただけで、医療費削減が不安を呼ぶという、そういうレトリックでされるから、僕はおかしいと思うんです。誰の不安かということになるんじゃないですか。患者さんに不安はないですよということを叫んでるわけですから、患者さんに不安はないですよということ、誰に厳しいんですかっていうことを言ってるわけだから、医療費削減したということはないですよ。

今の先生のおっしゃる不安を感じる、厳しいという言葉出るんですけど、よく分析すると誰がそのようにこの設計で感じられるんですかということ、我々の議論の対象であります。よく聞いてみると、誰が不安を感じてるのかなとよくわからないところあるんですよ、不安だ、厳しいとおっしゃることはあるんですけど、どこが不安ですか、誰が厳しいと思っておられるんですかということ、よく見ると奈良県のやり方おかしいって云ってるのは一部の医療提供者、今までたくさん医療費を使って稼いでた医療提供者じゃないかと、こういう言い方失礼ですけども、そういう人が言ってるんじゃないか、そういう人の味方じゃないはずなのだと思うわけでありまして、皆、患者の味方だけやなしに、医療関係者のことを、サポーターの方がおられるのはこういう医療提供者もちゃんとしようよということをおっしゃっていただいているから、何かちょっと腑に落ちないままでありますけれども、繰り返しのようになりますが、医療費は削減しませんよって、年齢別の医療費は額として削減できませんよ、そういう設計にしませんよ、その面では不安を感じていただかなくていいですよと、もっと優しい声で言えればいいかもしれませんが。今井先生のほうがはるかに優しい声だから、私は悪者になってしまうのはしょうがないにいたしましても、やっぱりこれ理屈ですので、保険は理屈ですので、そのことを繰り返したいと思います。

今井光子議員　知事とこの議論をしておりますけれども、延々と続きそうな感じがしますが、いずれにしても今、本当に医療を受ける側の方々の方々の置かれてる状況というのは厳しい現状でございます。そして、確かにこ

の医療費の問題ではジェネリック薬の問題だとかいろいろ適正化に進めていく、見直さなきゃいけない問題もあるだろうと思います。それはそれで進めたらいいと思うんですけども、国のほうが言われておりますのは、5296億から5,245億のこの間が適正化後の数値なんです。医療費適正化後の数値がこれなんです。それから奈良県がさらにここに下げると、この適正化後の数値のところでもやるのが今のジェネリックの見直しだとかいろいろな医療費削減ではない、医療費の見直しですか、見直しのことによってここまで下げますよということを書いてるわけです。そしたら、こっから先もっと下げるとするのは、奈良県が何か特別なことをしないとここまでは私は下がらないだろうというふうに思うわけですね。それが、2035年にここまでいかなかったときには、医療費の地域別診療報酬を導入するというのを、県が公言をしておりますので、それは私は撤回をしていただきたいなということをお願いしたいというふうに思います。

荒井正吾知事答弁 私理屈聞いていただければ撤回しろと言えるような理屈じゃないと思うんですけども、今の先生の話を知ると、見直しする、もとの目標はどこから来たのか、それが国の推計値であれば、推計値から減らしましたよというので、国の推計値は何なのかということになりますよね。何なんです、国の推計値というのは、適正な目標なんです。そういう目標じゃないと今、我々は言ってるわけなんです。目標にすべきようなことじゃないから見直すと言ったって、別に見直すって自慢にはなりませんよというぐらいまで言いたい、そこから見直したと、さらに下だと余計おかしい、国の目標が推計値がいいということからスタートされておかしいと言われるのはおかしいということ、最初に言ったじゃないですか。すれ違いだから、こちらの味方に立って撤回しろというのは、返事は撤回しませんと、当然でしょうと、こういうふうになるのは当然だと思いますけれど。その国の推計値というのが高目の推計値だという、高目の推計値だと誰が困るんですかと、国もよくそんな推計値を出して、これを押しつけてるわけじゃないので、我々できるわけなんですけれども。国の推計値はいい推計値だというふうに、ことから外れてるわけなんですけども。それは認める、認めないというの、私はそう思ってるから、だからこれ、かみ合わないと思いますので、かみ合わない議論で撤回しろと言われて、そんな撤回できる理屈が出てこないでしょうというふうに思いますので、今井先生の丁寧な撤回要求でございますので驥尾に付してお聞きさせていただきますが、撤回しませんという返事にさせていただきます。

今井光子議員 撤回しないということでございますけれども、本当に奈良県の県民の皆さんが今置かれている現状というのが大変厳しいというのは、私改めて感じましたのが、この100の指標ですね、29年版の100の指標を見ましたら、国民献金の保険者数が、奈良県はナンバーワンなんです、全国で。ということは働いている人が少ないと、個人営業とか、そういうことで会社で働いてる人が少ないというのが、このような現状に出てくるのかなというふうに思うわけです。

それから、未婚者の割合も奈良県は20代から24歳、それから29歳までというようなところでも全国の1位というような状況になっておりまして、貧困の状況の中ではやはり単身世帯の貧困という問題が今大きくクローズアップされてきている、そういうような状況があるというふうに思います。そういうような中で、病気になったときに安心して医療が受けられるような体制をきちっと保障していくというのが、私は一番大事なことでないかなというふうに思っております。今の奈良県の進め方でいきますと、医療機関そのものの存続の問題にもかかわってくるようなことになりまして、これは奈良県ではなくて、奈良県がこういうことをやっているから、やっぱり全国にもそうしたことを普及しようというようなことになっていきますと、本当に日本の医療全体の問題にも私は波及する大変大きな問題にかかわってくるだろうというふうに思います。

だから全国で初めて奈良県がこうしたことを導入をされたわけですけども、特に奈良県が医療費を全国で飛び抜けて高いというような状況でもございませぬし、全国的に見ますと、医療費の順位が35位というような、そんなに高くないと思うんですけども、全国平均以下の医療費の水準の中で、あえてこうした取り組みをしたということに対して、私は大変ちょっと違和感を感じていることです。

ですから、そういう意味では何度も話してもこれは結論出ませんけれども、この地域別診療報酬という、そういうのを導入をするということで、第1号ということですね。結果的に見てどうかということになりますけれども、そういうことを私は奈良県の医療費適正化計画の中に含まれておりますが、それは撤回をしていただきたいということで……。まだしますか、はい、どうぞ。

荒井正吾知事答弁 今いろいろ保険の話から、最後は地域診療報酬のことを撤回ということになる、初めて言ったと、まだ適用もしてない、そういう考え方だと言っただけですから、さっき岡岡先生、僕あり得ると言ってるわけで、あり得るのをすると決めたようにおっしゃるのもちょっと間違いだと思いますけれども、そういう考えはあり得るということと言ったのは撤回しろというんですかということですね、こちらから言うのは、あり得ると言うのを撤回するというのはちょっとおかしいなと私は思います。あり得ると言うのを撤回しろ、そもそもないと言えということ、公法第14条に書いてある法律で、意見を言うことあり得るといって撤回しろというのは、どういう理屈で撤回

しろという理屈が出るのかなというのを不思議に思いますよ、法律に書いてあるのは、やっちゃんいけないんだということを言っておられるかのように思いますので、それはちょっとそういう観点からも、私は大変おかしいというふうに思いますので、それを言い出すのもあるし、しない県もあるし、それはその事情に応じて知事が判断していいよと、公拡法に書いてあるわけで、その法律を超えて勝手なことをこの地域だけですると、初めてするということじゃなしに、そういう法律にのっとった意見を言うことあり得るよと言ったら、そういう考え方でやるのはいいよと、国のほうが言ってくれてるという状況でありますので、別に奈良県だからといってそういうことはいいよということじゃなしに、勇気ある考え方だというふうに言っていただいたと、勇気ある考え方をしたらいけないんだと、こうおっしゃってるように思いますので、それはちょっと違うんじゃないかというふうに言い返したいと思います。

今井光子議員 平行ですので、終わっていきたいと思いますけれども、やはり奈良県から私はこういうようなことを始めたというのは、特に何か医療に問題があるとか、奈良県が特に医療費が飛び抜けて高いとかそういうような、そりゃ奈良県としてはそれ入れないと無理でしょうと思えるような状態ではない中で低い目標を設定して、2023年までにその目標に向けてということで、言ってみれば半分おどしながら医療を進めていくような感じで私は受けとめているわけです。ですからそういう意味で、そのこのところを、知事はそこになるかどうか分からないという思いがあるのでしたら、あえてそこまでなくても普通の医療費の適正化で見直しをすれば、そういうふうなことで医療費をきちっとするべきではないかなと思いますし、またジェネリックとか薬のところが部分が結構多いと思うんですけども、薬剤師さんの数でいいましたら、奈良県全国30位ということで、薬剤師さんも少ないと、だから実際にこうしたことを進めていこうと思えば、医療関係者の人たちの協力をもらわないことにはできないわけですので、それはそれでやっぱり体制的なところへはきちっととっていくべきではないかということをおし上げてまして、この質疑は、この点については終わらせていただきたいというふうに思います。

## 県立高校削減計画は白紙にもどし、関係者、県民的議論をつくすべき

今井光子議員 高校の問題で質問をさせていただきたいというふうに思います。この県立高校の再編の問題で、先日も質問をさせていただいたんですけども、県立高校再編の問題につきましては、県立高校将来構想審議会の設置及び運営に関する要綱と及び県立高校再編計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱というのが定めてございます。これになぜこうした委員会を設置せずに今回の再編計画を決めたのかと、その点について伺いたいというふうに思います。

吉田教育長答弁 平成13年9月17日付で、県立高校将来構想審議会の答申が出ております。その答申に基づいて再編計画が策定されたわけでありまして、この答申の中には、できていること、できていないこととございます。特に答申の中では中高一貫教育、あるいは総合学科の設置、そうした具体的なものを抱えております。我々この答申を受けまして、再編計画が一定終わった後にも青翔中・高等学校を設置をいたしました。二階堂高等学校に総合学科も設置をいたしております。その次にやってくるのが、来年、再来年からの大きな生徒数の減少と、これはもう9クラス規模で生徒数が減るということが、まず31、32年度に起きてまいります。そういった中で、審議会にもう一度答申するのか、再編計画の検討委員会をもう一度立ち上げるのか、それよりも適正化という再編のあり方ということ、課題をしっかりと検証し見直して適正にしていく、その議論を教育委員会で実際にやっていこうということで、こういった審議会を再度立ち上げる、あるいは前回の審議会を活用する、再編計画のそういった委員会を立ち上げるということをしていたしませんでした。

今井みつ子議員 最初の奈良県将来構想審議会につきましては、その審議会の答申に基づいて、今回が計画をされているというふうに理解をしてよろしいわけでしょうか。

吉田教育長答弁 この将来構想の答申というものの精神も含めて、そういったコンセプトも内容というものを生かしながらというふうにご理解いただければと思います。

今井光子議員　それであれば、今回の再編計画は、前回の将来構想審議会と今回の再編計画との関係はどういうふうに理解をしたらいいんでしょうか。ということは、その設置を審議会の設置及び運営に関する要綱というのがございまして、この中には社会の変化や生徒の多様化に対応した県立高校の教育内容の一層の改善及び充実と今後の生徒数の推移を展望した県立高校の規模と配置の適正化などを、県立高校の今後の教育のあり方について検討、審議するために県立高校将来構想審議会を設置するというふうになっておりますけれども、今回の再編計画とこの将来構想審議会の関係についてはどういうふうに考えたらいいんでしょうか。

吉田教育長答弁　この審議会の答申を、時限を切って、何年までの将来構想というふうに切っていないわけです。したがって、将来構想というのを我々どう捉えるかということでございまして、この将来構想の答申という考え方、方向性というものは生かしていきたいという方向性で、絶えず教育委員会として検討をいたしております。そういうことでございます。

今井光子議員　そうしましたら、このときの審議会でおられました方向を生かしていきたいということで、その一環として今回また再編計画をつくられたということよろしいわけですね。

吉田教育長答弁　今回、適正化計画というふうに申し上げてるのが、そのことのあらわれでもございます。

今井光子議員　そうしましたら、この将来構想審議会の設置及び運営に関する要綱に基づいて出されました答申を受けて、県立高校再編計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱というのがまたございまして、これで、前回のときには具体化が図られていたというふうに思うんですけども、今回は、そしたらまたそれとは別なものだというふうに理解することになるんでしょうか。

吉田教育長答弁　再編計画を策定をされて、そして実施をされたらと、その中で課題がございまして。課題につきましては、南部、東部の定員割れの状況でありますとか、あるいは教育内容についての学校からの意見を伺った課題でありますとか、そういった課題を検証し、整理をしながらより適正にしていくという意味で、適正化計画という形で議論をさせていただいて策定をさせていただいたということでございます。

今井光子議員　一応その要綱というのが定めてあるわけですね。そして、この要綱については再編計画策定委員会については平成13年の10月15日から施行ということになっておりまして、廃止にはなっていないわけです。ですから、前回の審議会の答申を受けて、今回の計画を策定したのであれば、当然私はこの要綱に基づいて委員会を設置するべきではなかったかというふうに思うわけですが、この委員会の設置につきましては、第1回の会には教育長が招集するというふうにございまして、本来は教育長が招集をするべきことなんでしょうか。

吉田教育長答弁　再編計画の策定委員会でございますか、ごめんなさい、審議会でございますか。

審議会の答申に基づいて再編計画の策定の委員会が立ち上がって、再編計画を実施に計画を具体化されて、実行をされていると、その再編計画を第2次再編計画を立てるという考えではございません。再編計画を再度第2次再編計画を計画を策定し、議会に承認をいただくということではございませんので、廃止されていなかったということの認識は正直言ひまして、ございませんでしたけれども、その再編計画の委員会を再度立ち上げるということをしなかったのは、そういう意味でございます。

今井光子議員　私は、廃止されていなかったという認識がなかったと、今お答えされてましたけれども、この当時の将来構想委員会の中では非常に多岐にわたって、生徒さんの現状分析したり、通学の問題とか中途退学の問題とか、さまざまなことが議論をされているわけでございます。そして、それに基づいて、今いろいろ動いてきているわけですが、そうした前回の再編を、今回のところにもどのように生かしたのかということをお願いしたいと思うんです。全く一からではなかったと思うんで、そのあたりはどんなふうにしたのかということをお願いいたします。

吉田教育長答弁　前回の再編計画の後に、先ほども言いましたように課題が見えてきたと、その課題は南部、東部の定員割れの状況、それから先ほども言いました32年度から始まる大きな生徒減少、それから教育内容というものが学校に適した教育内容になっているのかどうか、具体的に教育内



容を申し上げますと、奈良情報商業高等学校の情報という専門教育と商業という専門教育のあり方はどのようになっているのか、そういった課題を検証させていただいて、その課題を具体的に解決するために、南部、東部では統合して、そして専攻科の設置も検討した。それから、北部の3校に関しては新たな2校の高等学校に再編成をした。それから、教育の質の向上のために実学の教育の推進をする、そういったことを盛り込ませていただいております。

今井光子議員　今回、ここまで高校再編の問題が議論になりましたのが、やはり高校名を入れて発表されたのが非常に遅かったというところが、私は大きな原因ではなかったかというふうに思うんですけども、こうした委員会をあらかじめ設置をしながら、しかも当時は議事録も公表していたとか、委員は誰だったとかいうようなことまで含めて、非常に明らかにしながら進めてこられたと思うんですけども、そこ今回大きな違いというのが今日の高校再編でなかなか合意が得られにくい中身になってるんじゃないかなというふうに思ってるんですけども、それはどのような理由でそういうふうになったんでしょうか。

吉田教育長答弁　内部の検討をまず中心にいたしておりました。その内部の検討の中で課題整理をさせていただいたと、そして文教くらし委員会のご意見をいただいて、臨時の教育委員会を臨時会という形で持たせていただいて議論を、公開をさせていただきながら、ただ、その議論も当初は具体性がないというふうなことも意見をお伺いしています。具体的な学校名が出るのが遅かったんじゃないかと、したがって、臨時会での議論でありますとか、その議論を中心に具体的に学校名を上げながら議論したことというのが、少し遅かったということは私も反省をしているということは本議会でもお伝えさせていただきました。

特に途中での公開のあり方とか、途中で幅広く意見を聞く、そういった方法でありますとか、あるいはそういった意見を聞くような体制づくりというものを今後すべきであった、そのときにすべきであったというふうには考えております。

今井光子議員　いい教育をするために時間がかかったんだというような、教育長のコメントがちょっと新聞の記事にございまして、拝見させてもらったんですけども、その2年間熟慮をされて発表された高校再編の今回のことなんですけれども、私はこれで本当に奈良県の子どもたちがいい教育受けられるのかということに大変疑問を感じております。委員会の中でもお話しさせていただきましたけれども、奈良県の高校の中退が全国平均に比べまして非常に高いと、非常にというか1.4と1.6ということなんですけれども、それで600名以上の子どもたちが年間に中退されている、一学校なくなるような状況があるわけです。その一方で高校の進学率、新しい数字を見ましたら98.9%という数字でございまして、もうほとんどの子どもたちが高校に行くという状況が今起きているわけですね。ですから、本当にそのときにいろいろなコースをつくってより分けていく、そういうような教育を進めていく、もちろん基本的なことを学ぶという、その点が一番大事だと思いますけれども、そういうような格差を設けるような形も私は、高校の今度の計画になっているんじゃないかなということを非常に危惧をするわけなんですけれども、その点ではどんなふうにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

吉田教育長答弁　まず、座学を中心とした普通科教育を多くの高等学校で実施をしていくということが、果たしていいのかどうか。やはり体験も含めたインターンシップ、そういった企業へ、インターンシップ行くことによって子どもが実際の社会を経験しながら自立をできるような、そういった教育というものを推進していくほうがいいのではないかなというふうに私は考えております。

したがって、普通科教育で難易度をという、そういう学校じゃなくて、国際高校でしたら外国語、英語をどのように活用できるか、英語が好きな生徒が、いわゆる行ける学校から行きたい学校というのは、前回の再編のコンセプトでもあります。そういった行ける学校から行きたい学校に変えていくということが、子どもたちに夢や希望を与え、そして社会に出ていく力を与える、そんな教育であると思っております。

したがって、先ほど言いましたように実学というものを中心に据えながら、子どもたちの社会自立を促す、そういった教育を推進してまいりたいと考えています。

今井光子議員　高校の無償化というのも始まってまいりました。それは、やはり全ての子どもたちが教育を受けられるようにというのが大前提ではないかというふうに思っております。

教育を受けることで、子どもや青年の成長や発達に教育というのは不可欠な問題でございますし、こうした誰もが、お金があってもなくてもきちっと教育を受けるというような法的な教育の保障というのも必要だというふうに思います。

そうした中で、今、県が進めております、国が進めております教育の改革の方向というのは、むしろ一部のエリートと、それからそうでないところと振り分けていく、そういう教育が進んできているのではないかなというふうに思いますし、前回の高校再編のときでもそういうような形でさまざまなコースが設定されました。しかし、実際そ



うした専門コースに行った子どもたちがどこまでその道を進むかといいましたら、やっぱり3割ぐらいしかそういう道に行っていないというようなことがあります、果たしてそれが本当に奈良県にとっていいのかというような問題もあると思います。特に今回の平城高校の問題についていろいろな意見なども、さまざまな方からご意見伺いましたけれども、やっぱりどの高校にしようかとすごく選んで選んで、やっと入学をしたらその途端に自分の学校がなくなるということの、子どもたちの思いに対して大変家の中でも口を聞かなくなったとか、そういうような子どもの変化なども親御さんからも話を聞いているわけですが、本当に今のような進め方で、私は納得得られないだろうというふうに思いますし、やっぱり奈良県の高校出てよかったなと、子どもたちが思えるような形の高校のあり方に変えていかないと、何か奈良県で教育受けてたけども、あんまり地域の思いというのは育たないと、この間、大淀高校とかそういうところも、宇陀高校のほうとかも対象になりましたので、いろいろ話を聞いてたんですけども、実際地元の子どもは1割ぐらいしか行ってないと、ほとんどはよその、奈良県内のほかの地域から来ているということなので、地元愛とか、そういうような面でも奈良県に対する思い入れというようなのが、私はむしろ今の奈良県の全県1区の学生の中では育ちにくいのではないかと、ですから、そういうような全面的なところから高校の再編を見直すべきではないのかなというふうに非常に感じてらるんです。

ですから、内々でいい教育にするためにいろいろしてきたというのが公表できなかった理由というふうに言われてるんですけども、本当にそれだけの時間かけて、私は今回のこの再編結果ということで大変矛盾を感じているところです。

ですから、やはりきちっとした審議過程から公開しながら、皆さんの意見を取り入れて、一体どういう教育がいいのかというのをきちっと出していく、そういう時期ではないのかなというふうには思うわけでございますけれども、その点で教育長は、今回の再編によって奈良県の教育、どんなふうになっていくのか、その点考えがありましたらお尋ねしたいと思います。

吉田教育長答弁 先生も今、教育を考える時期であるというふうにおっしゃっていただきました。奈良県は全県1区という、全国的にも場合によっては少ないかもわかりません。他府県では学区制とかいうのはございますんで、学区制があるがゆえに地元の学校に行くというふうなことも考えられると思いますけれども、全県1区によって、子どもたちの希望が自由にかなうということも、ある意味ではやはり大事なことであるとも思っております。そんな中で、今、先生おっしゃいました、地元に着する子どもの率が非常に悪くなっている、そんなことも今回の適正化の中では、地元の学校を地元の小・中学生が誇りを持って通えるような、そういった学校づくりをしていこうじゃないかということ、今、学校とも具体的な検討に入っているところでございます。

今回の適正化計画案に関しましては、私は必ず奈良県の子どもたちが地元を中心に地域を愛して、そして学校を愛して、そして社会自立できるような、そういった学校づくりをしていくことを、自分自身強く思いながらこの計画を上げさせていただきました。

今井光子議員 具体的なところで伺いますけれども、平城高校が次年度募集停止というふうになっておりますが、それは全ての1年生の入学はなしと、1クラス全部廃止するという、そういうようなことになるのでしょうか。

それから、県立国際高校が次年度募集開始となっております、この国際高校は登美ヶ丘高校を使いますので、登美ヶ丘高校の閉校が2022年です。そうしましたら、登美ヶ丘高校の校舎の中で2つの学校が存立することになるのか、そのあたりをちょっとお尋ねしたいと思います。

吉田教育長答弁 先生、次年度は募集をいたします。

今井光子議員 次年度ですか。

吉田教育長答弁 来年度は平城高等学校を最後の募集をいたします。それで、登美ヶ丘高等学校が国際高校の1年生を入れるということになりますと、1年生が国際高等学校、2、3年生が登美ヶ丘高等学校生ということになります。

今井光子議員 ですから、2つの高校が1つの校舎の中にできるということになるということですね。

それで、奈良高校の耐震化の問題も議論になりましたけれども、この平城高校を2019年の次年度募集停止ですので、2020年に募集停止というふうになったときに、そこは奈良高校の生徒さんが一部利用するという、そういうことはあり得ることでしょうか。

吉田教育長答弁 今現在では1年生が募集停止であいた、すぐに奈良高校の生徒の1年生とは考えておりません。平城高校の3年生が卒業してから奈良高校の生徒と考えております。

今井光子議員 耐震化のことで問題になっておりまして、平城高校のほうでそうしたことになるのであれば、その後に奈良高校の生徒さんも入っていただくということも考えられるのではないかなというふうに思うんですけども、先ほどの登美ヶ丘高校に、1つの校舎に2つのところが並立するということが別のところであるとするならば、そういうような平城高校のあいたところに奈良高校の生徒さんが入っていただくということも考えられるんじゃないかなと思うんですが、そういうような考えというのはございませんでしょうか。

吉田教育長答弁 全く考えていないということではございませんけれども、そうした場合の例えば教育活動のあり方、学年と学年が違う状況になったときに、まずは運動部活動、文化部活動をどちらの生徒と一緒にやるのかとか、そういったいろんな課題もありますんで、そういった課題というものを学校と相談しながら検討していく必要はあると思います。

今井光子議員 平城高校が全部あいてから奈良高校というふうになっていく計画ですけれども、そうなりますとやはり平城高校の皆さんとしては、思いとしてはやっぱり追い出されて、その後入ったというような思いというのがあろうというふうに思います。そういう意味では、平城高校があいたから、そこに奈良高校も来てもらうということで、一緒に学校が使えるという形のほうがスムーズに移行できるということになるのかなというふうには思うんですけども、その辺で教育長は何かお考えでしょうか。

吉田教育長答弁 先ほども言いましたように、全く考えていないということではございませんので、いろんな角度から奈良高校の3年半ですね、移るまでの間の安全性の確保ということをいろんな角度から考えながら検討してまいりたいと思っております。

今井光子議員 この高校適正化問題はいろいろな議論がございます。しかし、やはりここに至るまでの進める経過の問題とか、もう一度やはり改めるべきで考えなきゃいけない問題というのはたくさんあるというふうに思います。そして、前回にそういうことはちゃんとしなさいという答申が出ていたと思うんですけど、その前回の答申が今回十分に生かされていないということも私は大きな問題ではないかというふうに思っております。この適正化計画については十分にやはり意見を聞きながら、皆さんが合意できる形で進めていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

(了)